

2026 年度 第 1 回 まちづくり専門委員会議

2026 年 8 月 27 日（木） 14：00～16：00
三宮国際ビル 7 階 701 会議室

次第

1. 開会

2. まちづくり協議会の認定 . . . [資料 1]

- ・ 御影中部まちづくり協定委員会

3. まちづくり構想の提案 . . . [資料 2]

- ・ 鶴甲未来企画
- ・ 渦森台 2 丁目まちづくり協議会

4. まちづくり協定の変更 . . . [資料 3]

- ・ 会下山地区まちづくり協定

5. まちづくり支援事業の検証評価 . . . [資料 4]

（1）事業推進団体・長期活動団体・長期協定運用団体助成の更新

- ・ わがまち平野協議会
- ・ 新長田駅北・中地区まちづくり協議会
- ・ 有馬まちなみ景観委員会

6. 報告事項 . . . [資料 5]

- ・ まちづくり協議会の変更届出書の受理

7. 閉会

◆その他配布資料◆

- ・ 2026 年度 まちづくり専門委員一覧 . . . [資料 6]
- ・ まちづくり専門委員会議開催要綱 . . . [資料 7]

御影中部まちづくり協定委員会の認定について

1 専門委員会議で意見聴取する事項

まちづくり協議会の認定（神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第4条）

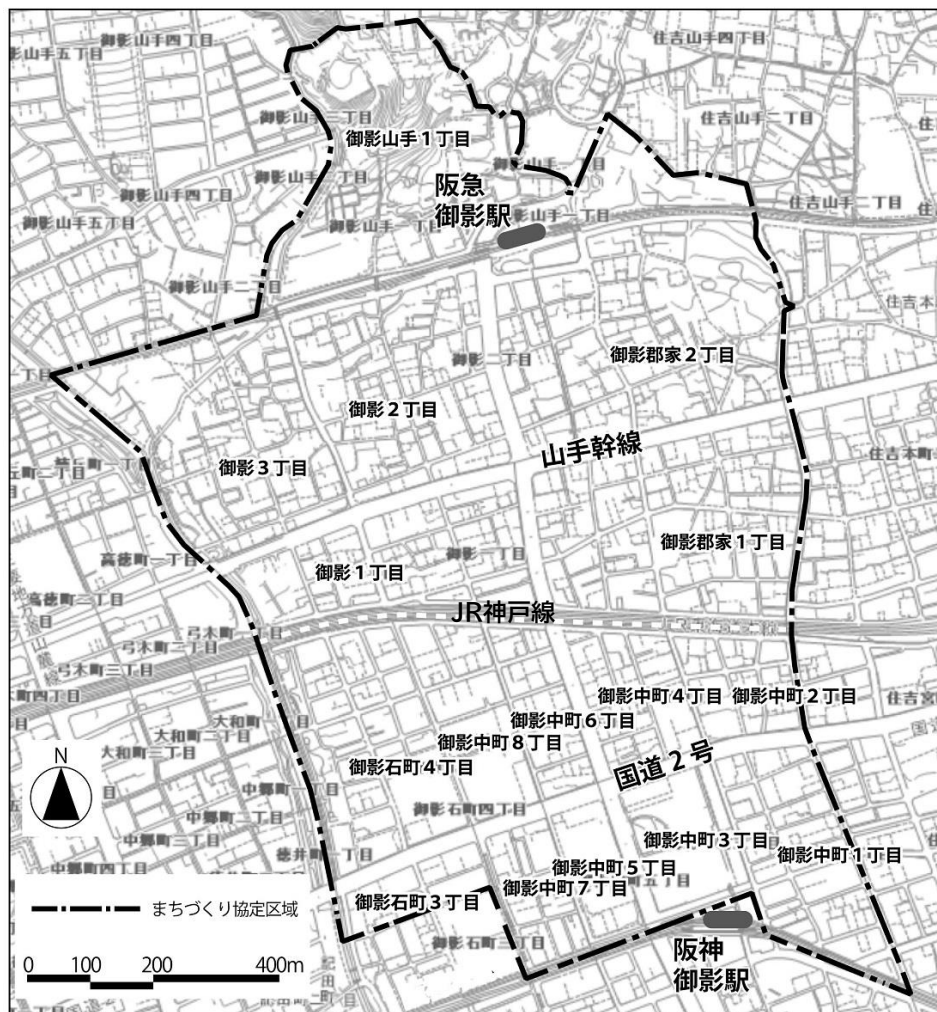
2 地域・組織の概要

(1) 団体設立 2022年5月27日

(2) 対象区域

- ・所在地：東灘区御影山手1丁目の一部、御影1～3丁目、御影郡家1～2丁目、御影中町1～8丁目、御影石町3丁目の一部、4丁目
- ・面積：約112.4ha
- ・世帯数：約7,900世帯
- ・人口：約15,700名

【御影中部地区 区域図】



(3) 地域特性

北側に阪急線、中央に JR 東海道本線（神戸線）、南端に阪神線が走り、山手幹線と 2 号線も東西に貫いているため交通量や住宅が多い地域である。

阪急御影駅前及び阪神御影駅前の近隣商業地域や、JR や山手幹線の周辺等の第 1 種住居地域、主に低層の戸建てが立ち並ぶ第一種低層住居専用地域、主にマンションが立ち並ぶ第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域など、さまざまな特徴を持つゾーンが混在している。

(4) まちづくり活動の目的

「落ち着いた住環境と利便性を兼ね備えた、住みよい環境づくり」の推進を目的とする。（規約第 2 条「目的」より）

3 協定締結に向けての活動

御影地区まちづくり協議会では、2007 年 3 月に地区全体のまちづくりの構想として「地域の将来像」を市に提出した後、「御影浜手まちづくり協定委員会」において 2011 年 3 月に、「御影山手まちづくり協定委員会」において 2013 年 3 月に、それぞれ「まちづくり協定」を策定している。

両協定区域に挟まれた当地区においても、郡家地区自治会、上御影自治会、西平野自治会、中御影区民会、西御影親和会、上石自治会を活動区域として「御影中部まちづくり協定委員会」が 2022 年 5 月に立ち上げられ、これまでに各自治会の代表が集まって協定内容の具体的な検討が進められてきた。

当地区には、阪急御影駅前及び阪神御影駅前の商業地や主に低層の戸建てが立ち並ぶ住宅地、複数の線路や幹線道路の周辺など、さまざまな特徴を持つゾーンが混在しているため、エリア全体での一律なルールに加えて、それぞれのゾーンの課題改善に向けたルールを検討してきた。また、検討内容については、ニュースによる地域への周知を図るとともに、アンケートによる意見収集や意向の確認などに努めている。

このような取り組みを経て、当地区のまちづくり協定締結にむけ、まちづくり協議会の認定を行うものである。

(1) 活動の経緯と取り組み状況

○活動の経緯	
2019	御影地区まちづくり協議会における「阪急御影駅周辺部会」として、まちづくり協定締結に向けた勉強会を開始
2021.7	まちづくりルール検討を開始
2021.9	協定の対象エリアを決定
2022.5	阪急御影駅周辺部会を元に、御影中部まちづくり協定委員会が発足 「安全・安心・快適で、住み続けられる美しいまち」を目指し検討開始
2022.6	まちづくり協定の検討を始めた旨をニュース（まち通信 vol.1）にて地域住民に周知
2022.12	委員会で検討中の内容について意見を募集（まち通信 vol.2）
2023.6	地域から出された意見を報告（まち通信 vol.3）
2024.3 ～6	まちづくりの方向性に関するアンケートを実施
2025.1	専門委員会でまちづくり協定（案）説明
2025.4	まちづくり協定（案）に関する地元説明会開催
2025.8	まちづくり協定（案）に関する意見募集（まち通信 Vol5）
2025.11 ～2026.1	まちづくり協定（案）に対する意向確認書の配布・回収
2026.7	意向確認結果を報告（まち通信 vol.7）
2026.8	協議会設立総会
○活動の取り組み状況	
・総会（年1回） ・役員会の開催（月1回） ・ニュースの発行（通算7号）	

4 まちづくり協議会の認定（まちづくり条例第4条の確認）

第4条 市長は、まちづくり提案の策定、まちづくり協定の締結等により、専ら、地区の住み良いまちづくりを推進することを目的として住民等が設置した協議会で、次の各号に該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。

- （1）地区の住民等の大多数により設置されていると認められるもの
- （2）その構成員が、住民等、まちづくりについて学識経験を有する者その他これらに準ずる者であるもの
- （3）その活動が、地区の住民等の大多数の支持を得ていると認められるもの

(1) 第1号（住民の大多数により設置）と第2号（構成員）について

協議会会則により認められる。

(2) 第3号（住民等の大多数の支持）について

〔2025年実施のアンケート〕（神戸市と協定を締結することについて）

- ・アンケート結果より、地区の住民等の大多数の支持を得ていると認められる。

※詳細は別紙1のとおり

○御影中部まちづくり協定委員会の認定に関するアンケート○

御影中部まちづくり協定（案）の意向確認結果（地区外権利者含む）

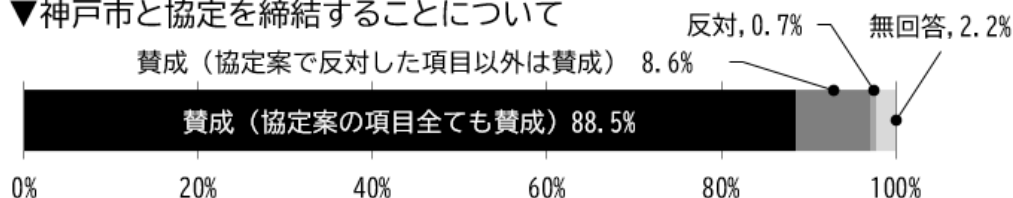
対象数 9,352 回収数 6,281 回収率 67.1%

（地区外権利者 1,060 回収 365 回収率 34.4%）

■ 意向確認書の回収状況

	対象数	回収数	回収率
地区内の持家住宅居住者	4,463	3,575	80.1%
地区内の賃貸住宅居住者・事業者	3,829	2,341	61.1%
地区外にいる土地・建物の所有者	1,060	365	34.4%
全体	9,352	6,281	67.1%

▼神戸市と協定を締結することについて



▼各ルール案について

（総数 6,191）	賛成（賛成割合）	反対	無回答
① 建物の最高高さ	5,950 (96.1%)	137	104
② 敷地面積の最低限度	5,879 (95.0%)	166	146
③ 隣地境界線から建物までの距離	5,955 (96.2%)	134	102
④ ごみ集積施設	5,999 (96.9%)	121	71
⑤ 自動販売機等	6,033 (97.4%)	59	99
⑥ 宿泊・遊戯施設・風俗営業	5,945 (96.0%)	118	128
⑦ 管理者の連絡先明示	6,024 (97.3%)	79	88
⑧ 夜間の防犯対策	6,020 (97.2%)	94	77
⑨ 荷さばき場・駐車スペース	5,966 (96.4%)	132	93
⑩ 敷地際の垣・柵・塀等	6,015 (97.2%)	87	89
⑪ 敷地と道路との段差	5,985 (96.7%)	112	94
⑫ 反社会的行為を行う組織	6,076 (98.1%)	31	84

鶴甲未来企画まちづくり構想の提案について

1 専門委員会議で意見聴取する事項

まちづくり構想の提案（神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第7条）

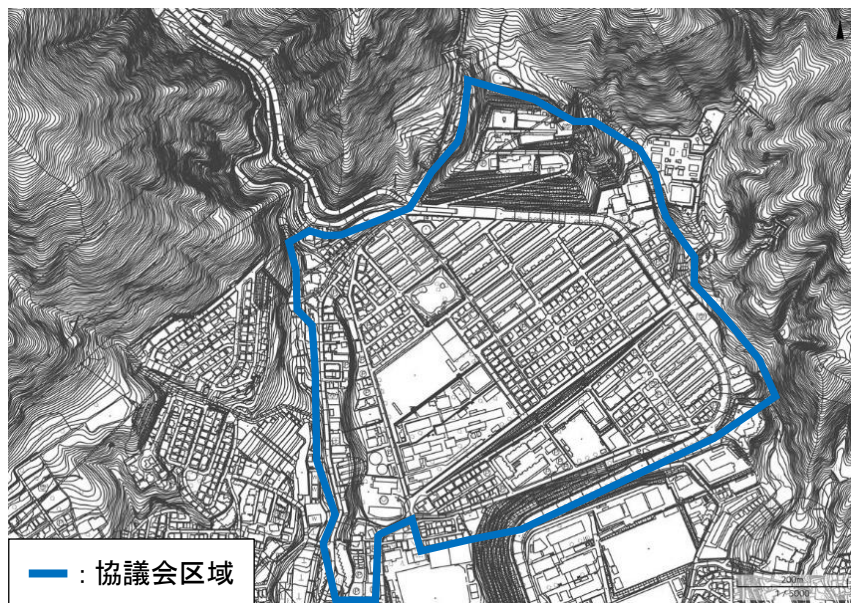
2 地区・組織の概要

(1) 団体設立 2024年1月28日

(2) 対象区域

- ・所在地：鶴甲2～5丁目、水車新田、六甲台町の一部
- ・面積：約40ha、世帯数：約2,200世帯、人口：約4,000名

【区域図】



(3) 地域特性

灘区山麓部に1960年代に開発され、地区内には戸建団地と集合住宅団地、神戸大学を有する閑静な文教地区。

(4) まちづくり活動の目的

鶴甲地区の再生と持続的発展をめざすまちづくりを推進することを目的とする。
(規約第2条「目的」より)

3 まちづくり協議会が発足した経緯

2021年度、地区内の団地の建替えが無造作に行われる可能性や団地の老朽化によるエリアの価値低下、住民の高齢化等を懸念する住民の声を受け、連合自治会長を中心に協議会設立に向けた検討が始まった。今後の鶴甲のまちの姿や、その実現に向け

たルールや共通認識を持つことや、鶴甲地区の再生と持続的発展をめざすまちづくりを推進することを目的に、2024 年 1 月に鶴甲未来企画が発足した。

(1) 活動の経緯と取り組み状況

活動の経緯	
2022.4	(仮) 鶴甲地区まちづくり協議会準備会 発足 まちづくり構想の策定に向けた検討開始
2023.1	まちづくりに関する住民アンケート実施
2023.11	2 大空き地を考えるワークショップ①開催
2024.1	鶴甲未来企画 設立
2024.2	2 大空き地を考えるワークショップ②開催
2024.6	まち歩きワークショップ開催
2024.9～2025.2	2 大空き地を考えるワークショップ③～⑤開催
2025.10～	鶴甲地区将来構想策定委員会
活動の取り組み状況 ・総会（年 1 回） ・定例会の開催（月 1 回） ・ニュースの発行（年 2 回） ・その他 住民の交流を図る取組み（空き地活用イベントの実施等）	

4 まちづくり提案について

(1) 【鶴甲まちづくりビジョン（まちづくり構想）】

まちづくりの目標「“ウェルビーイングなまち” つるかぶと」

～3つのまちづくりの柱～

1. 魅力的で安全・安心の居住環境の創出
2. 地域内の資源を活かしたコミュニティの活力向上
3. 生活の利便性向上、にぎわいの創出

※別紙 1 のとおり

○今後のスケジュール

今秋以降、住民に対し、鶴甲まちづくりビジョンについて意見募集およびアンケート調査を実施予定。

鶴 甲 ま ち づ くり ビ ジ ョ ン (案)

～“ウェルビーイングなまち” つるかぶと～

(2026 年 3 月 鶴甲未来企画役員会、鶴甲地区将来構想策定委員会)

鶴甲のまちが六甲山ろくにできてから 60 年近くなります。当初は高度経済成長期で、都市部での労働力人口増大に対応した住宅都市として生まれ、今や六甲山ろくの自然環境が豊かで大学もある文教住宅地として成熟しました。

一方、店舗や医院、娯楽系施設等が少なくなり、便利さや賑わいが徐々に低下してきています。また、集合住宅群は建物の老朽化と住民の高齢化という“2つの古い”に直面し、今後どのようにしていくべきか、各棟はもとよりまち全体としても課題となっています。戸建て住宅ゾーンでは、管理できていない空き家や空き地が課題となっています。

鶴甲のまちはこれからどのように変わっていくのでしょうか。我が国は人口減少時代に入っており、新たなまちづくりや経済活動は JR や阪急など駅周辺の便利な場所に徐々に集約されてきており、駅から離れているわがまち鶴甲は客観的に見て不利な状況は否めません。このまま何もしないでいるならば、徐々に衰退していくのが明らかな状況です。

しかしながら、神戸市は 1981 年に全国に先駆けて住民のまちづくりを応援する仕組みであるまちづくり条例を作った自治体です。鶴甲未来企画はこのまちづくり条例のもとに 2024 年に設立し、様々な支援を受けながら活動しています。私たち地域住民自らが、様々な団体や組織と連携・協力して、まちの将来を考え、行動していくことが求められています。今がその時期です。

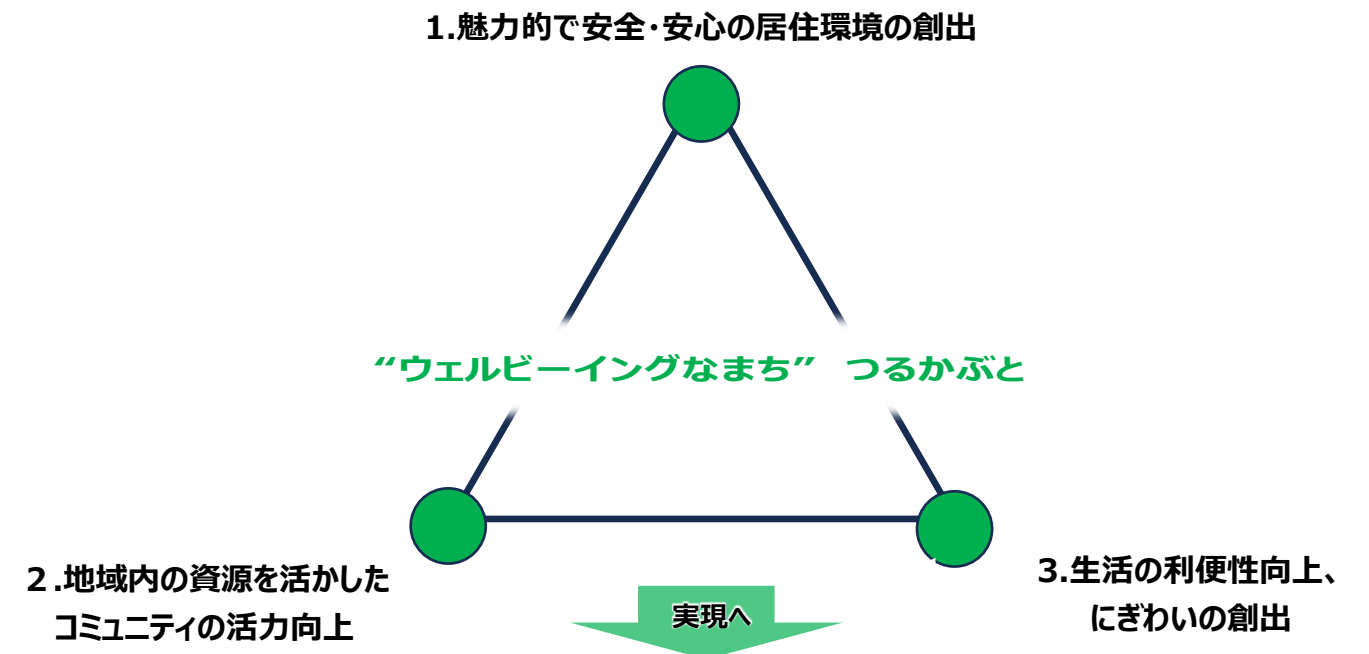


鶴甲の良さを生かす ～ “ウェルビーイングなまち” つるかぶと を目指します

六甲山麓の豊かな緑と神戸大学を抱く文教地区・鶴甲。坂道の上から広がる眺望を楽しみながら歩くことで、日々の暮らしに健やかさをもたらします。子供たちの声が街に活気を生み、一言の挨拶が多世代を繋ぎ、祭りなどの行事が交流を育みます。私たちは、誰もが自分らしく心身ともに豊かに歳を重ねていける、ウェルビーイングなまちを目指します。

「ウェルビーイング」とは、身体的、精神的、社会的に「良好で満たされた状態」を指す概念です。なお、神戸大学では人間発達環境学研究科等が参画する「ウェルビーイング先端研究センター」が活動しています。

私たちは、以下の3つのまちづくりの柱と、これを実現する継続的な課題解決の取り組みを提起します。



継続的な課題解決の取り組み

- ・ビジョンの共有化・・・「鶴甲まちづくりビジョン」を大多数の住民合意で進めるとともに、関係団体や機関と共有し、必要な施策の立案を進めていきます。
- ・実施体制の構築・・・まちづくりを強力に進めていくために、鶴甲住民はもとより、行政や大学、企業等とも連携した“オールド・ニュータウン再生”のための組織を立ち上げて進めていきます。

3 つのまちづくりの柱

1. 魅力的で安全・安心の居住環境の創出

・老朽化した住宅問題について、まちぐるみで課題に対応していきます。特に、建設から 60 年近くになる鶴甲コーポに関しては、大規模修繕工事の高度化・複雑化、住民の高齢化などで、管理が徐々に困難になってきており、各棟への支援や各棟間の連携の強化、まち全体での新たな管理支援体制づくりに取り組みます。また、リノベーションの実施により、若い層にも受け入れられる住宅づくりを行っていきます。住宅そのものの改良はもとより、wifi などインターネット環境の充実など現代生活にマッチした取り組みも行っていきます。

・戸建て住宅での空き家問題、集合住宅の空き部屋問題も進行しており、これらを適切に管理し、有効に活用する方策を専門的な機関や行政の支援も求めながら進めていきます。

・鶴甲には神戸市所有の“2 大空き地”と呼んでいる県警宿舎跡地（2 丁目）、旧鶴甲会館跡地（5 丁目）があり、鶴甲のまちづくりのために有効な活用策を作成し、神戸市とともに実現化を図ります。

・まち全体が斜面地であり、まちのバリアフリー化の検討を行っていきます。特に、2 丁目と 4 丁目間の移動しやすい方法の検討を急務の課題としてとらえて対策を推進していきます。集合住宅各棟のバリアフリー化の検討も行っていきます。

・阪神・淡路大震災を経験したまちとして、防災訓練の実施や防災倉庫の充実など地域防災力の向上に努めています。また、斜面等の防災対策推進について、市とも協議しながら進めています。

・生活道路の安全性、快適性を高めることや、通学路の安全対策について地域で検討していき、神戸市に対して必要な方策を求めています。



神戸住環境整備公社による 1 5 号館リノベーション



県警宿舎跡地での「おおぞらまちづくり勉強会」

2. 地域内の資源を活かしたコミュニティの活力向上

・鶴甲地区はお祭り等イベントに多くの人が集まり、コミュニティ活動が盛んなまちです。今後も、世代間交流、多様な人々の交流を促進していきながら、生きがいのある環境づくりを行っていきます。

・コミュニティ活動を支える公園や施設の充実を常に図っていく活動を展開していきます。

・文教住宅地としての魅力をさらに伸ばし、神戸大学など教育施設との連携を強化していきます。

・高齢者施設や児童福祉施設などと連携し、高齢者に優しく子育てしやすい取り組みを進めていき、鶴甲に住む人々がお互いに思いやる環境形成に努めていきます。



鶴甲公園での夏祭り

3. 生活の利便性向上、にぎわいの創出

・できるだけ鶴甲内で生活ができるように、商業施設、医療・福祉施設の充実を図っていく必要があります。中心商業施設の維持・充実はもとより、移動販売や農山村地域との連携などにより、豊かで多様な商業環境の創出を関係者とともに実現していくとともに、利便性の高い医療・福祉環境の充実に取り組んでいきます。

・市バスの利便性向上を要望していくとともに、傾斜地特有の地形内で移動がしやすくなるような交通手段の検討を進めていきます。

・六甲山ろくの豊かな自然環境を有するまちとして、また六甲ケーブル下駅が隣接するまちとして、これらを生かしたまちづくりを目指します。



鶴甲の店舗集積ゾーン



六甲ケーブル下駅

渦森台2丁目まちづくり構想の提案について

1 専門委員会議で意見聴取する事項

まちづくり構想の提案（神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第7条）

2 地区・組織の概要

(1) 団体設立 2023（令和5）年10月22日

(2) 対象区域

- ・所在地：渦森台2丁目
- ・面積：約6ha、世帯数：約900世帯、人口：約1,600名

【渦森台2丁目 区域図】



(3) 地域特性

東灘区山麓部に1960年代に開発され、地区内は集合住宅のみが立地する閑静な住宅地。

(4) まちづくり活動の目的

渦森台2丁目地区の、次世代にわたって安全で快適に住み続けられる住環境を創造するため、まちづくりに取り組むことを目的とする。（規約第3条「目的」より）

3 まちづくり協議会が発足した経緯

渦森台2丁目団地は、5階建ての共同住宅20棟が傾斜地に建ち並ぶ住宅団地であり、まちびらきから50年以上が経過し、建物の老朽化、住民の高齢化などの課題を

抱えていることから、2022 年度に、地域の皆さんが主体となって「渦森台街づくり委員会」を発足され、住民同士の話し合いや、まちあるき等により、まちの理解を深めてきた。

その後、「渦森台 2 丁目地区が、次世代にわたって安全で快適に住み続けられる住環境を創造するため、まちづくりに取り組む」ことを目的に、2023 年 10 月に渦森台 2 丁目まちづくり協議会が設立され、渦森台 2 丁目地区全体の『まちづくりの方向性』の検討し、住民等の合意形成を目指して取り組んでいる。

(1) 活動の経緯と取り組み状況

活動の経緯		
2023年10月	渦森台2丁目まちづくり協議会発足	
2024年2月	渦森台未来会議	渦森台のいいところ・将来のこしていきたいところ
2024年3月	渦森台未来会議	渦森台の気になるところ・将来改善したいところ
2024年7月	ワークショップ①	「渦森台～六甲山麓に住むということ」 「交通・移動（通勤、通学、高齢者）、買い物」
2024年9月	ワークショップ②	「渦森台～高齢化と人口減少」 「高齢化人口減少それでも住みたいまち」
2024年11月	ワークショップ③	「シナリオを想定し自分たちの生活・住宅やまちを考える」
2025年1月	ワークショップ④	「定住か住替えか」
2025年7月	ワークショップ⑤	「渦森台2丁目団地の空家の現状把握とその原因を考える」
2025年9月	ワークショップ⑥	「多世代が住む団地（まち）づくりを考える」
2025年11月	ワークショップ⑦	「新しいまちづくりを考える」
2026年1月	ワークショップ⑧	「権利変換・等価交換など不動産の基礎知識」
2026年4～6月	ワークショップ等を踏まえたまちづくり構想(案)の作成	
2026年7～9月	まちづくり構想(案)の説明・意見交換会	
2026年10月	まちづくり構想(案)に関するアンケート実施（予定）	
活動の取り組み状況		
・ 総会（年1回）		
・ 役員会の開催（月1回）		
・ ニュースの発行（年間3回程度）		

3. まちづくり提案について

(1) 【まちの将来像（まちづくり構想）】

- 目標
1. 安全・安心のまちづくりを進める
 2. バリアフリー環境を整える
 3. 次世代・多世代に継承されるまちづくり
 4. 眺望・景観の保全と活用
 5. 日常の利便性を高める

※別紙 1 のとおり

○今後のスケジュール

住民等に対し、まちづくり構想（案）についてアンケート調査を実施予定
詳細は別紙２のとおり

4 沿革（WS 等）

総会の開催
令和5年 5月7日 まちづくり拡大委員会
令和6年6月30日 活動報告、会計報告、役員選出、活動方針、活動予算等
令和7年6月22日 活動報告、会計報告、役員選出、活動方針、活動予算等
令和8年6月28日 活動報告、会計報告、役員選出、活動方針、活動予算等

役員会の開催
毎月 第1土曜日 10：00～12：00 年間12回

ワークショップの開催
令和5年度

令和6年度
WS-1, 六甲山麓・渦森台に住むということ
WS-2, 交通・移動（通勤、通学、高齢者）買物
WS-3, 渦森台～高齢化と人口減少
WS-4, 高齢化人口減少それでも住みたいまち
WS-5, シナリオを想定し、自分たちの生活・住宅やまちを考える1
WS-6, シナリオを想定し、自分たちの生活・住宅やまちを考える2
WS-7, 定住か住み替えか 建替とは1
WS-8, 定住か住み替えか 建替とは2

令和7年度
WS-1, 空家問題からまちづくりを考える
WS-2, 空家が発生する原因と対策
WS-3, 多世代が住む街づくりを考える
WS-4, 多世代が住む街づくり事例
WS-5, 新しいまちにつくりかえるとしたら
WS-6, 新しいまちにつくりかえるとしたら
WS-7, 渦森台のまちの方針を考えるために
WS-8, 渦森台のまちの方針を考えるために
等価交換・権利変換の基礎知識／事例紹介

渦森台ニュースの発行
令和6年度 第4号、第5号、第6号
令和7年度 第7号、第8号、第9号

役員名簿

会長 松本 章子			幹事	八木 啓	監査 神谷 茂弘 監査 中村 紗千子			
			同	片山 康平				
			同	伊藤 勝之				
			同	長友 香代子				
			同	岩崎 光枝				
副会長 有元 恵子 副会長 清水 昭太郎 副会長 守田 昌平			同	鈴木 賢治	アドバイザー 宗本 順三 同 宗本 晋作 同 安井 俊彦 同 安達 和彦 同 宮本 道吉			神戸市派遣専門家 神戸市派遣専門家 元市議会議員 元市議会議員 開発総合プロデューサー
			同	村上 桂太郎				
			同	西村 勝弥				
			同	瓜谷 龍太郎				
会計 安藤 楓 4			同	〇〇 〇〇				
			同	〇〇 〇〇				



1 まちづくり構想について

渦森台ではまちびらきから50年以上が経過し、団地の建物やインフラの老朽化、住民の高齢化や若年層の転出による地域活力の低下などが課題となっています。また、各棟単独では解決できない課題もあり、渦森台2丁目全体で地域の魅力を維持しながら、住民の多様なニーズに応える新しいまちづくりが求められています。

本構想は渦森台2丁目全体の将来像をまとめたものであり、地域の課題解決や魅力向上に向けた羅針盤となるものです。この構想に基づいて、渦森台2丁目が持つ良さを活かしながら、持続可能で魅力的なまちづくりを目指します。

2 地区の課題とまちづくりの目標

地区の課題

これまでのワークショップ等で住民の皆さんからいただいた意見などを踏まえ、渦森台2丁目が抱える課題を整理しました

安全・安心への懸念

- 旧耐震基準の建物が多い（20棟中18棟）
- 避難経路が階段だけであり段差の多さが避難時に支障

住民の少子高齢化や住宅の継承

- 居住者の年代の偏りが大きい
- 子世代が住宅を継承していない
- 空き家や賃貸住戸の増加

バリアフリー設備の不足

- まち全体として坂道、階段が多く、危険性が高い
- 車椅子やベビーカーでの移動の負担が大きい
- 住棟にエレベーターがなく階段移動の労力が大きい

眺望・景観資源のさらなる活用

- 大阪湾を見晴らす眺望の活用
- 六甲登山道の活用

日常の利便性・にぎわいの低下

- 店舗数の減少、バス便の減少
- 周辺地区と連携した活動が不足



まちづくりの目標

地区の歴史や文化を受け継ぎながら、暮らしやすく安全・安心なまちへの改善を図り緑や眺望、街並みなど独自の価値を活かした豊かな生活環境を育むまちづくり

目標1 安全・安心のまちづくりを進める

目標2 バリアフリー環境を整える

目標3 次世代・多世代に継承されるまちづくり

目標4 眺望・景観の保全と活用

目標5 日常の利便性を高める

3 目標実現に向けた具体的な取り組み

目標1 安全・安心のまちづくりを進める

目標2 バリアフリー環境を整える

目標3 次世代・多世代に継承されるまちづくり

地域の取り組み体制の強化と検討の深度化を図ります

- まちづくりの目標の実現に向けて、渦森台2丁目全体でまちづくりの検討・取り組みを進めていくため、関連する団体と密接に協力して体制の構築を進めます。
- 地区の課題を解決し、幅広い世代が居住できるまちや住宅のあり方について、渦森台2丁目全体で検討を進めます。
- 住民の意向や合意形成の状況に応じて、地区のゾーニング等の具体的な計画や、地区計画等のまちづくりルールの導入など、将来を見据えた検討を進めます。



目標4 眺望・景観の保全と活用

目標5 日常の利便性を高める

速やかに着手可能な内容から取り組みを進めます

- 渦森台2丁目が誇る眺望について、観光資源としての活用や撮影誘致など、地域の活性化に向けて取り組みます。
- 既存店舗や路線バスの利用促進に向けて地域全体で対応策を検討・実行します。
- 周辺地域との連携強化や事業者との意見交換などにより日常的な関係強化を図るとともに、交流人口の増加を目指します。

まちづくり協議会の活動方針

- まちづくり構想の趣旨に沿ったまちづくりを皆様と相談しながら進めます。
- 構想の内容について皆様のご理解を得られるよう積極的な広報活動を行います。
- 管理組合、連合自治会、婦人会など関連する団体と密接に協力してまちづくりを進めます。

【回収確認番号】

000

アンケート回答用紙

重複を防ぐため、【回収確認番号】を設定しています。

必須

回答者氏名

住 所 号棟

一緒にお配りしているの「渦森台2丁目まちづくり構想(案)」について意見をお聞かせください。

問1 「まちづくり構想(案)」の全体的な考え方（課題や目標・取り組み等）についてどう思いますか。（1つに○）

- ア) 賛同できる
 イ) まちづくり協議会会長に一任する
 ウ) 賛同できない点がある

ウ) に○をつけた方は、修正が必要な箇所、もしくは賛同できない箇所について、ご意見をお書きください。

問2 まちづくり構想(案)やまちづくり協議会について、ご意見等ございましたらご記入ください。

アンケート調査でお聞きした内容につきましては、調査目的以外には使用いたしません。

会下山地区まちづくり協定の変更について

1 専門委員会議で意見聴取する事項

まちづくり協定の変更締結

(神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第9条)

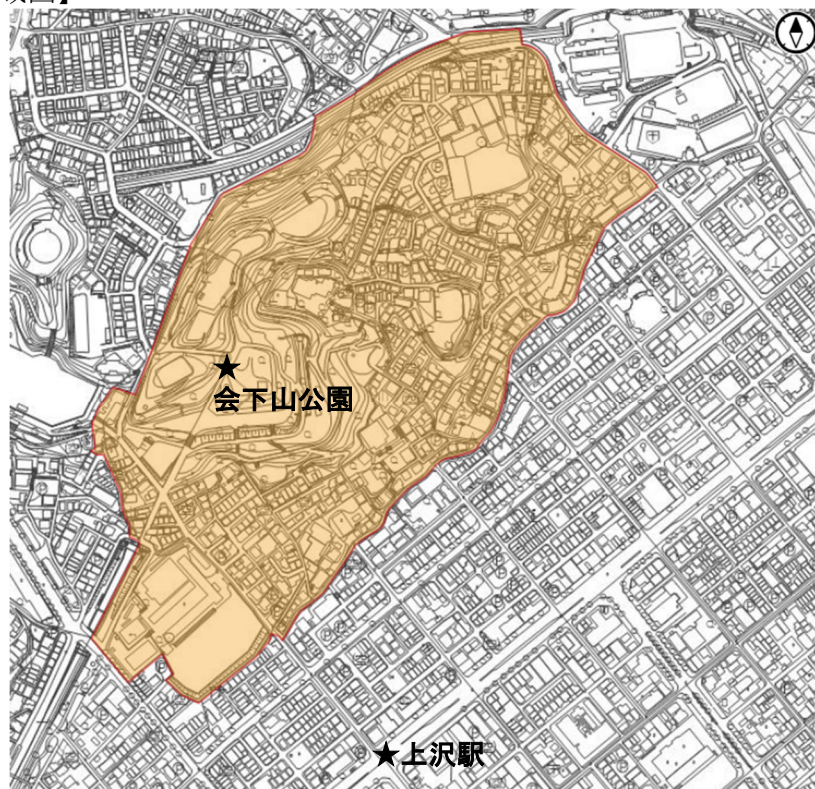
2 地区の概要

(1) 団体設立 2001年4月

(2) 対象区域

- ・所在地：兵庫区会下山町1丁目～3丁目
- ・面積：約24.8ha
- ・世帯数：約900世帯
- ・人口：約1,700名

【区域図】



(3) 地域特性

市営地下鉄上沢駅北部に位置する、主に第1種低層住居専用地域の区域。坂の多い街ではあるが、地区内には自然が豊かな会下山公園を有し、眺望も良い閑静な住宅街。

(4) まちづくり活動の目的

「陽のあたる 緑ゆたかな 丘のまち」の実現

3 会下山地区まちづくり協議会（協定）の経緯

- ・ 1998.6 まちづくり準備会開催
- ・ 2001.4 まちづくり協議会設立
- ・ 2004.5 「会下山地区くらしの住民宣言」策定
- ・ 2005.11 まちづくり協定に関するアンケートの実施
- ・ 2007.7 まちづくり協議会の認定
- ・ 2007.11 まちづくり協定の締結

↓

10 年間まちづくり協定を運用

|

↓

- ・ 2017.11 まちづくり協定更新

↓

10 年間まちづくり協定を運用

↓

- ・ 2027.11 まちづくり協定変更予定

4 まちづくり協定の変更概要

まちづくり協定の有効期限 10 年をむかえ、協議の結果、変更を行う。

(1) 変更に向けた活動

- ・ 2026.4 総会（協定更新の検討スケジュールなどの共有）
- ・ 2026.6～ 協定案の検討開始
- ・ 2026.9（予定） 地域との意見交換会・WS
- ・ 2026.10～11（予定） 変更・更新に向けたアンケート調査（第 1 回）

(2) 変更の内容

現状・課題	変更の方向性
外国人の急激な増加 ・ コミュニケーション不足等によるトラブル ・ 外国人アパートや宗教施設等の増加	方向性① 多文化共生まちづくり
	方向性② 立地可能な業種の見直し
新たな業種の増加	方向性③ 戸建て住宅の共同利用への対応
高齢化・子育て世帯の減	方向性④ ファミリー形式住戸面積の見直し
共同住宅の付帯設備の不足 （ゴミ置き場・駐輪場など）	方向性⑤ 共同住宅付帯設備設置ルールを追加
空き家・空き地の増加	方向性⑥ 空き家・空き地管理ルールを追加
住宅街での深夜店舗営業	方向性⑦ 店舗営業可能時間の見直し

神戸市では、わがまちの特性に応じた多種多様なまちづくりのニーズに対応するために、地域みなさんが行うまちづくり活動を**経済的・技術的**に支援しています。

経済的支援

まちづくり助成制度

まちづくり協議会等の活動において発生する、会議の開催経費やまちづくりニュースの印刷費など、その活動費の一部を助成する

技術的支援

まちづくり専門家派遣制度

まちづくりに関する勉強会、まちづくり構想やまちづくり協定の策定、共同建替のための権利者の合意形成等の支援のため、専門知識や技術を持った専門家をまちづくり協議会へ派遣する

まちづくり助成

補助対象となる活動とその経費

まちづくり助成の補助対象経費としては、活動の種類に応じて3つに分類されます。どのような活動に、どのような経費が対象となるのかを把握のうえ、活動を実施します。

①基幹活動

まちづくりの主となる活動として、勉強会(定例会)・活動の周知等を中心にまちづくりを推進する団体として必ず実施する活動

[例]会議の開催経費(会場使用料等)、ニュースの発行・アンケート調査(印刷費)等

②提案活動

基幹活動をより効果的に行うための、地域独自の活動

[例]先進事例研究(交通費)等、活動パネル展示(印刷費)等

初動期団体:2万円まで

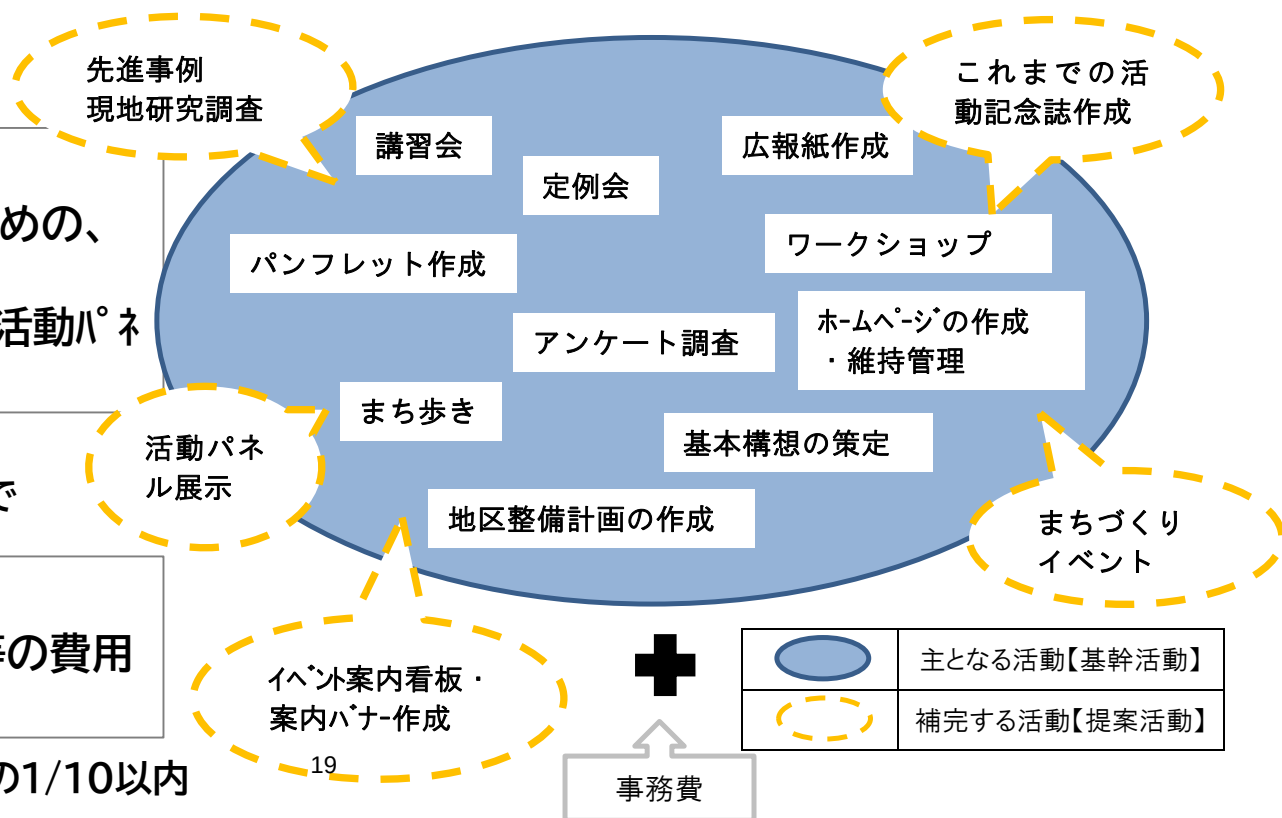
初動期以外:6万円(補助金換算)まで

③事務費

団体の活動に必要な事務用品等の費用

[例]封筒代(消耗品費)等

基幹活動+提案活動に要する補助金の1/10以内



まちづくり助成

・まちづくりの段階によって団体種別を区分し、その区分に応じて助成の期間・限度額を定めている

団体種別	団体の活動段階	助成期間	助成限度額
初動期団体	地域課題の把握など、まちづくりに取り組み始めた段階	原則2年	10万円/年
まちづくり推進準備団体	構想づくりと合意形成 ・まちづくりの目標や方針を地域で共有するために、今後のまちのあり方を構想としてまとめる。	原則3年	30万円/年
まちづくり推進団体	具体のルール作成やものづくりの実行・合意形成 ★神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例による認定を受けている	原則7年	30万円/年
事業推進団体	★ 神戸市が行う事業を、地域と市が協力しながら進めている(密集事業、都市計画事業)	事業等の完了 目標年次まで	30万円/年
長期活動団体	★ 運用期・自立化した活動 ・10年以上にわたって組織的に活発なまちづくりの活動を実施 ・他のまちづくり団体への模範的・指導的立場で、かつ啓発活動、人材育成活動を行うことのできる ・まちづくりの自立に向けた活動に取り組む	3年(6年) (更新)	助成対象経費の 1/2かつ 30万円/年
長期協定運用団体	★ 長期活動団体の条件を満たして、まちづくり協定を運用している	6年 (更新)	補助対象経費の 5万円まで全額 5万円以上は1/2 合計30万円/年
再開発準備組合	市街地再開発事業の準備を目的に活動している	原則3年	補助対象経費の 1/2かつ年間 100万/haを限度

まちづくり専門家派遣

まちづくりに関する勉強会、まちづくり構想やまちづくり協定の策定、共同建替のための権利者の合意形成等の支援のため、専門知識や技術※を持った専門家をまちづくり協議会へ派遣する制度

※専門知識や技術
類似事例の紹介
関係法令・事業制度等の解説
広告物のレイアウト など

①コーディネーター派遣

まちづくりについての勉強会の開催
まちづくり協議会設立に向けた検討会
など
(10回/年)

②コンサルタント派遣

まちづくり構想の策定
まちづくり協定等の策定
共同建替のための合意形成 など



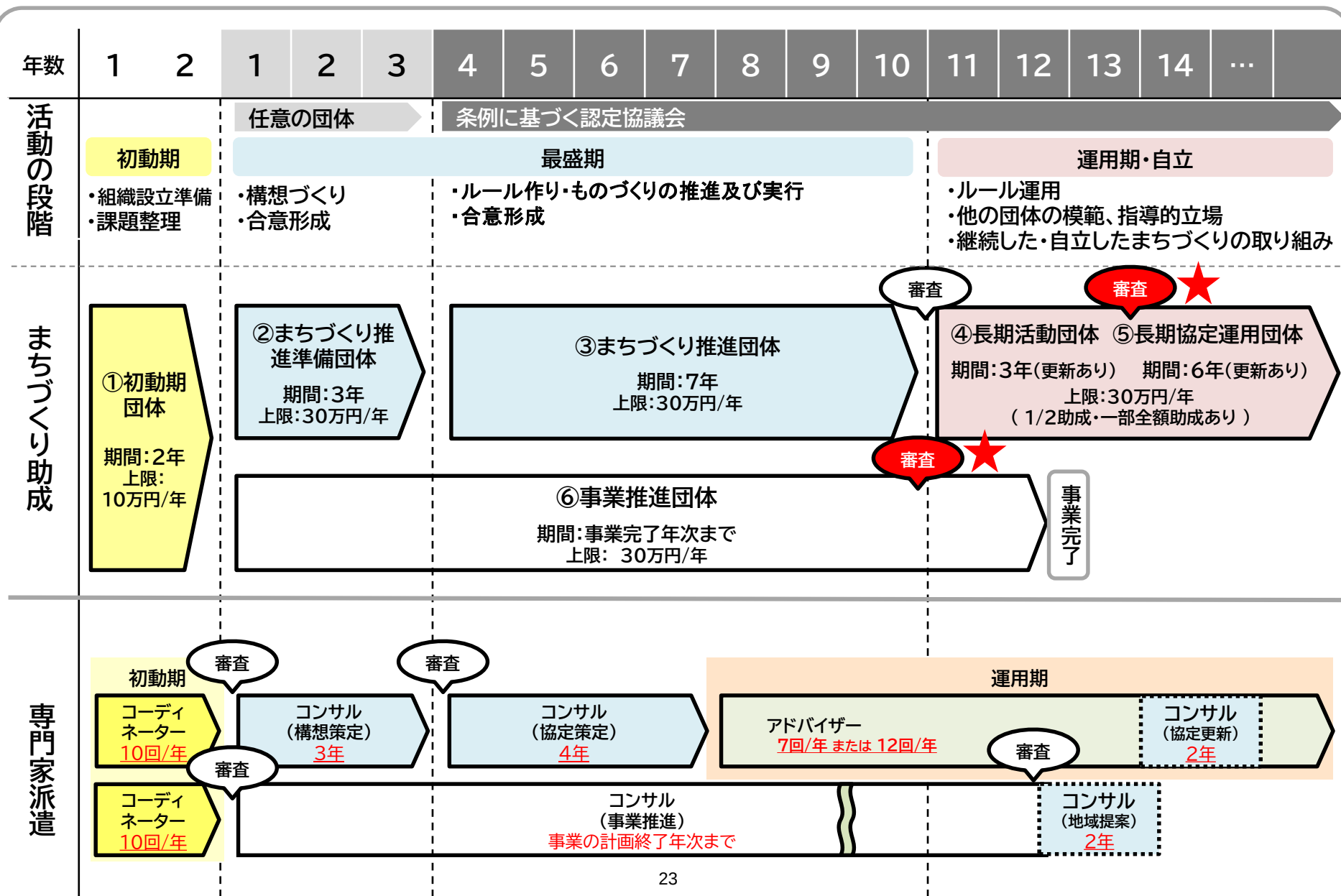
③アドバイザー派遣

まちづくり協定等の運用 など
(7回/年)
※景観系の団体は12回/年

まちづくり専門家派遣

コンサルタント派遣種別	対象団体	派遣期間	検証評価
まちづくり構想策定	まちづくりの推進を、組織的、継続的及び計画的に行おうとするもので、計画区域を代表する組織	3年以内	初年度に審査
協定等策定		4年以内	初年度に審査
協定等運用	まちづくり協定等を運用しているもので、計画区域を代表する組織	1年以内	—
協定等更新		2年以内	—
都市計画事業推進	神戸市が定める計画等に関連してまちづくりの推進を組織的、継続的、及び計画的に行おうとするもの	公表されている事業等の完了目標年次まで	初年度に審査
建築物共同・協調化	建築物共同化等を計画する目的をもって、権利者が結成したもの	3年以内	初年度に審査
地域提案事業	計画区域を代表する組織 (1)まちづくり構想等の実現に向けた取組を行おうとするもの (2)要綱の目的を推進するために市長が特に必要であると認めたもの	2年以内	初年度に審査
事前調査・検討	次のいずれかに該当する活動に取り組むために必要となる事前調査・検討を行おうとするもの (1)まちづくり構想策定 (2)都市計画事業推進 (3)建築物共同・協調化	1年以内	—

まちづくり支援事業の事例(例:まちづくり協定の策定・運用)



まちづくり支援事業の検証・評価、評価の方針・視点

まちづくり協議会

申請

事務局 査定

	まちづくり助成	専門家派遣
審査の対象	10年を超えて支援を受ける団体 ・長期活動団体 ・長期協定運用団体 ・事業推進団体 ▶更新(3年(協定等は6年ごと))	コンサルタント派遣を受ける団体 ・まちづくり構想策定 ・協定等策定 ・都市計画事業推進 ・建築物共同・協調化 ・地域提案事業
評価軸の設定	①長期にわたって組織的に活発な活動を行ってきたか ・地域の環境改善(ルール系) ・都市基盤の整備(事業系) ・良好な景観形成(景観系) ②他のまちづくり団体への啓発活動、人材養成活動を行うことができる資質を有しているか ③まちづくりの自立に向けた活動に取り組んでいるか	①技術的支援の必要性 ②まちづくり活動の計画性 ③自立に向けた活動の計画性

まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議

評価軸に対する事務局の査定を確認のうえ、助成・派遣の適否を決定する

まちづくり専門委員会 意見聴取

まちづくり活動(まちづくり活動の活性化、自立化の促進)について意見・アドバイスを伺う

※意見を、支援の決定通知書に付してまちづくり協議会へ伝える

地域のまちづくり活動へ反映

令和8年度第1回 まちづくり支援事業 検証・評価

(1)事業推進団体・長期協定運用団体・長期活動団体の更新

番 号	団体名	所在	検証評価 分類	年数・助成額
1	わがまち平野協議会	兵庫区	事業推進団体 更新(1回目)	事業完了年度(令和12年度予定)まで 満額助成
2	新長田駅北・中地区まちづくり協議会	長田区	長期協定運用団体 更新(2回目)	6年間(令和9～14年度) 1/2助成
3	有馬まちなみ景観委員会	北区	長期活動団体 更新(2回目)	3年間(令和9～11年度) 1/2助成

令和8年度 まちづくり支援事業検証シート(まちづくり助成)

様式第2号

団体の概要	名称	わがまち平野協議会				所在地	兵庫	区
	設立年月	平成28年6月		面 積	約280 ha	世帯数	4,209	世帯
	設立目的	平野地域の特性を活かし、幅広い世代の人々が住みたい、住んで良かったと思う「わがまち平野」を目指し、まちづくりのための研究及び協議を行い、平野地域の諸問題の解決及び魅力の向上のための活動を行うことを目的とする。						
	協議会認定年月				構想提案年月	-		
	協定締結年月	-			協定期限	-		
	地区計画決定年月				その他のルール等	-		
	助成区分	事業推進団体助成			事業完了目標年次	令和 12	年度	予定
	助成年数	11 年			過去3年の助成額合計	223,250 円		
	派遣専門家	株式会社コー・プラン						

これまでの取り組みと今後の予定	主となるまちづくりのテーマ
	幅広い世代の人々が住みたい、住んで良かったと思う「わがまち平野」の醸成

これまでの取り組みと今後の予定		年度	過年度	今年度	今後の予定			
項目			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
(1)地域の環境改善	(ルール系まちづくり)							
(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)		下三条町北地区防災街区整備事業事業	新規住民と地域の協働支援	新規住民と地域の協働(自主運用)			
			空き家調査や活用空地整備	まち点検・事業地検討	密集対策(除却・空地整備)			
(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)							
(4)自立化に向けた活動					新規住民と地域の協働イベント等での収益活用検討、商店街・神社等との連携検討			
(5)啓発活動			歴史の掘起こしによる地域PR		新規住民と地域の協働イベント等による新たな魅力づくり			
(6)人材育成活動	新規住民を地域に迎えながら、新たな人材育成を見据えて活動する。			【再掲】新規住民と地域の協働支援 新規住民と地域の協働(自主運用)				
				協働支援を通じた既存プレイヤーとの関係構築				
(7)その他								

活動のPR	＜これまでの取り組みについて＞ ■H26年度～ 平野のまちについて考える勉強会実施 ■平成27年度～ まちづくり協議会設立準備委員会(計4回) ■平成28年6月 「わがまち平野協議会」設立 【魅力】【活用】【安全・安心】の3つの専門部会を中心に活動 ■令和元年8月 「平野小学校跡地利活用にに関する要望書の提出」
	＜今後の取り組みについて＞ ・下三条町北地区防災街区整備事業のマンション分譲後の入居者をはじめとした新規住民が地域活動に参入し、交流を深めていくための防災街区整備事業の取り組みに協力。 ⇒今までの地域の取り組みを知っていただく機会を設け、まちづくり人材を発掘。 ・新規住民を中心とした次世代の人材発掘をしつつ、自立化を前提に新たな防災街区整備事業後のまちづくりのあり方を考える、

まちづくり支援事業検証シート(まちづくり助成)

様式第2号

団体の概要

名称	新長田駅北・中地区まちづくり協議会			所在地	長田	区		
設立年月	平成21年5月		面 積	10.0	ha	世帯数	1,333	世帯
設立目的	まちづくりのめざすべき姿である「杜の下町構想」のもと、高取山を臨む町にふさわしい自然豊かな環境を基盤に、人と人とのつながりを大切に、住工商が一体となって、魅力と活力のある町をつくるため。							
協議会認定年月	平成21年6月		構想提案年月	-				
協定締結年月	平成21年11月		協定期限	令和11年11月				
地区計画決定年月			その他のルール等	景観形成市民協定(H10.7 新長田駅北地区東部)				
助成区分	長期協定運用団体助成		事業完了目標年次	年度 予定				
助成年数	16 年		過去3年の助成額合計	296,806 円				
派遣専門家	合資会社ゼンクリエイト							

これまでの取り組みと今後の予定	主となるまちづくりのテーマ	高取山を臨む町にふさわしい自然豊かな環境を基盤に、人と人とのつながりを大切に、住工商が一体となって、魅力と活力のある町をつくる						
	これまでの取り組みと今後の予定							

項目		年度							
		過年度	今年度	今後の予定					
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
(1)地域の環境改善	(ルール系まちづくり)		(協定運用)		(協定更新)		(協定運用)		
まちづくり協定	まちづくり協定の運用	●		●		●			
(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)								
(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)				(協定運用)				
いえなみ基準	景観形成市民協定の運用	●							
(4)自立化に向けた活動					(継続)				
	地域団体からの寄付受け	●							
(5)啓発活動					(継続、適宜発行)				
まちづくりニュース	まちづくり通信の発行	●							
(6)人材育成活動									
他地域・他都市のとの交流	景観形成市民団体・5都市とまちづくりに関する情報交換	○	○	○	○	○	○	○	○
	ラジオ体操・せせらぎ清掃等	●			(継続)				
(7)その他	(再掲)ラジオ体操・せせらぎ清掃等	●			(継続)				
体制づくり									

活動のPR	＜これまでの取り組みについて＞ ・新長田駅北・中地区まちづくり協定及び景観形成市民協定(いえなみ基準)の運用 →いえなみ基準については平成21年に「人間サイズのまちづくり賞」受賞 ・新しいまちづくり活動の試み ・開港5都市景観まちづくり会議参加 ・まちづくり通信の発行 ＜今後の取り組みについて＞ 令和元年11月にまちづくり協定を更新し、新たなまちづくりの担い手探しにも動き出しました。 今後10年、まちづくり協定の運営だけに止まらず、震災復興土地区画整理事業によって生み出された新たな宅地に住まいを求めて転入してきた若い力をいれながら、「地域に根付いた暮らし手」をつくっていきます。 これまで実施してきたラジオ体操、せせらぎの清掃の参加者の拡大をはじめ、ラジオ体操後のスポーツゴミ拾い大会や公園のネームプレートづくりなど若年層が参加しやすいイベントを実施し、住民有志らによる新たな地域コミュニティ活動を小さくはじめ、まちづくり協議会がその活動をバックアップしていくという体制づくりも行っていく予定です。

1. 事務局 査定

共通項目

- [illegible]

まちづくり助成

- まちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。
※自立:助成金に頼らず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと
- 他のまちづくり団体への啓発活動等が可能か。
- 人材養成活動を行う資質を有しているか。

事務局提案： 6 年間の助成を適とする。

專門家派遣

- ☐ 専門家の技術的支援が必要な内容となっているか。
- ☐ まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。
※自立: 専門家に依存せず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと
- ☐ スケジュール管理は適切か。

事務局提案:コンサルタント派遣()を適とする。

事務局意見



2. まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議

令和8年7月30日 開催

まちづくり助成 ☒ 適 ☐ 否(理由:)

留意事項

專門家派遣 ☐ 適 ☐ 否(理由: _____)

留意事項



3. まちづくり専門委員会議 意見聴取

令和8年8月27日 開催

專門委員意見

令和8年度 まちづくり支援事業検証シート(まちづくり助成)

様式第2号

団体の概要

名称	有馬まちなみ景観委員会			所在地	北 区	
設立年月	平成13年3月		面 積	293.0 ha	世帯数	430 世帯
設立目的	有馬地区は全国を代表とする歴史ある温泉地として発展してきました。しかし、時代が進むにつれて由緒ある建物が減りつつあるなど、歴史性が失われつつあります。「癒し」や「懐かしさ」を感じることが出来るまちを守り、育てていくためには、歴史・文化・自然の3つの要素を調和させながら、これらを継承し、発展させる姿勢が重要だと考えました。有馬に住み、働く者は誇りをもってこのまちを次代に引き継いでいけるよう、共通の指針をお互いに確認し、これからの有馬地区を発展させていくことを目指します。					
協議会認定年月	平成16年3月		構想提案年月			
協定締結年月	平成15年12月		協定期限	-		
地区計画決定年月	-		その他のルール等	有馬地区景観形成市民協定		
助成区分	長期活動団体助成		事業完了目標年次	-	年度	
助成年数	11 年		過去3年の助成額合計	0	円	
派遣専門家	森崎建築設計事務所					

これまでの取り組みと今後の予定	主となるまちづくりのテーマ								
	歴史ある温泉街・有馬の景観を守り、育て、次代へつなぐために、建築・看板・灯り・通りのあり方を地域で考える								
	これまでの取り組みと今後の予定								
	項目		年度		今後の予定				
			過年度	今年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	(1)地域の環境改善	(ルール系まちづくり)							
	(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)							
	(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)							
	景観形成市民協定	協定の運用 平成15年度	(協定更新)						
	屋外広告物ルール作りと運用	ルールづくりと運用	(委員会での検討)(合意形成)(ルールの運用と周知)						
	市民協定運用ガイドライン	運用 平成31年3月～							
	有馬温泉マスタープランとの連携	有馬温泉まちづくり基本計画実行委員会との連携 令和6年～	(連携)						
	(4)自立化に向けた活動								
	自主財源の確保	R8年～R11年	(企業協賛金の募集)(まちづくり支援終了)						
	(5)啓発活動								
	情報発信ツール	ニュースの発行	(広告物ルールの検討過程や合意形成に係る情報発信)						
	空き家活用	空家を使用したイベント							
	(6)人材育成活動								
	会員拡大	委員会の存在を広く周知							
	(7)その他								
	定例会の開催	月1回開催							
	開港5都市景観まちづくり会議への参画	年1回開催							
	温泉地の景観を考える会との連携	年1回程度							
	ルールの整理	勉強会の開催	(集中勉強会)						

活動のPR	<これまでの取り組みについて>								
	有馬地区景観形成市民協定に基づき、まちなみ・景観に関する相談、情報共有、勉強会等を継続して実施してきた。温泉街としての歴史性、自然環境、歩行者目線の景観を大切にしながら、地域住民・事業者が主体となって良好な景観形成に取り組んでいる。								
	<今後の取り組みについて>								
	近年、外国人経営の出店やホテル新築、店舗の入れ替え等に伴い、まちなみにそぐわない広告物の掲出が多く見られるようになったことから、令和7年度より、自主的なルールの策定・運用に向けた検討を開始している。令和9年度以降は、地域の合意形成、ルールの周知等を行い、運用開始に向けて取り組みを進める。今後は、看板・照明・外観・軒先・植栽等に関する有馬らしい景観を整理し、冊子や勉強会等を通じて地域内で共有する。また有馬温泉まちづくり委員会とも連携し有馬のマスタープランづくりにも協力する。一方で情報発信やイベント開催により有馬まちなみ景観委員会の存在を広く周知し、新規事業者や若い世代にも参加を促し、持続的なまちづくり活動として定着させる。								

まちづくり協議会の変更について

1. まちづくり専門委員会議で報告する事項

まちづくり条例施行規則第 4 条に規定するまちづくり協議会に係る変更の届出があった場合
(神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則第 4 条)

「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則」(抜粋)

第 4 条 まちづくり協議会は、第 2 条の規定により提出した申請書又は添付した図書の記載事項について変更があったときは、速やかに様式第 3 号によるまちづくり協議会変更届出書により変更の内容を市長に届け出なければならない。

2. 変更の届出があった協議会

	区	協議会名称	変更届出日	変更内容
1	東灘	御影浜手まちづくり協定委員会	—	役員の変更
2	東灘	東山会まちづくり協議会	2026 年 7 月 29 日	代表者の変更
3	灘	琵琶町復興住民協議会	2026 年 7 月 15 日	代表者の変更
4	灘	摩耶地区まちづくり協議会	—	役員の変更
5	兵庫	兵庫区北西部まちづくり協議会	2026 年 8 月 18 日	代表者の変更
6	西	桜が丘地域協定委員会	—	規約の変更

2026年度 まちづくり専門委員一覧

(50 音順・敬称略)

所属	氏名（ふりがな）	委嘱期間
合同会社 こと・デザイン （まちづくりコンサルタント）	（かどの ふみかず） 角野 史和	2025 年度 2026 年度
関西学院大学 建築学部 教授	（しみず ようこ） 清水 陽子	2025 年度 2026 年度
神戸芸術工科大学 大学院 芸術工学研究科 建築・環境デザイン学科 教授	（ながの まき） 長野 真紀	2025 年度 2026 年度
神戸大学 大学院経営学研究科 教授	（なかむら えり） 中村 絵理	2025 年度 2026 年度
神戸香風法律事務所 弁護士	（よしはら きよひで） 吉原 清英	2025 年度 2026 年度

まちづくり専門委員会議開催要綱

平成 27 年 3 月 9 日 住宅都市局長決定
令和 5 年 3 月 15 日 改正

(趣旨)

第 1 条 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（以下「まちづくり条例」という。）第 19 条に規定するまちづくり専門委員（以下「委員」という。）より、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、まちづくり専門委員会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 都市計画，土木，法律，経済，防災等を専門とする学識経験を有する者
- (2) まちづくりコンサルタント及び商業コンサルタント等の実務経験を有する者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、それぞれ 6 名以内とする。

(委員の役割)

第 3 条 委員は、次の各号に定める事案について、意見を述べるものとする。

- (1) まちづくり条例第 9 条第 2 項及び第 9 条第 4 項に規定する、まちづくり協定の締結及び変更する場合
- (2) まちづくり条例第 12 条第 2 項に規定する、まちづくり協定に係る地区内の届出に係る行為が、まちづくり協定に適合しないと認められ、当該届出をした者と必要な措置について協議する場合
- (3) まちづくり条例第 4 条に規定するまちづくり協議会を認定する場合
- (4) まちづくり条例第 6 条に規定するまちづくり協議会の認定の取り消しをする場合
- (5) まちづくり条例第 7 条に規定するまちづくり提案を受ける場合
- (6) 神戸市まちづくり専門家派遣要綱第 9 条に規定する、まちづくりコンサルタント派遣に係る検証及び評価を実施する場合
- (7) 神戸市まちづくり助成要綱第 2 条第 2 項に規定する、検証及び評価を実施する場合
- (8) その他、市長が必要があると認める場合

2 委員は、次の各号に定める事案について、報告を受けるものとする。

- (1) まちづくり条例施行規則第 4 条に規定するまちづくり協議会に係る変更の届出があった場合
- (2) まちづくり協議会より認定取消申出書が提出され、認定を取り消す場合

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 期 2 年とし、最長任期は原則 5 期 10 年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議の開催時期)

第 5 条 会議は、原則として年 2 回開催する。なお、第 3 条各号に定める事案がある場合は、事案に応じて委員を招集し適宜開催するものとする。また、軽微な項目については、委員個別に報告し、意見を聴くことができるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、都市局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市局まち再生推進課において処理する。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、都市局副局長が定める。

附 則（令和2年5月1日決裁）

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月9日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年5月1日より施行する。

この要綱は、令和5年3月15日より施行する。

神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例

昭和 56 年 12 月 23 日条例第 35 号

目次

第 1 章	総則（第 1 条－第 3 条）
第 2 章	まちづくり協議会（第 4 条－第 6 条）
第 3 章	まちづくり提案（第 7 条・第 8 条）
第 4 章	まちづくり協定（第 9 条－第 12 条）
第 5 章	地区計画等（第 13 条－第 16 条）
第 6 章	助成等（第 17 条・第 18 条）
第 7 章	まちづくり専門委員（第 19 条）
第 8 章	雑則（第 20 条・第 21 条）
附則	

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、住民等の参加による住み良いまちづくりを推進するため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号・以下「法」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づく地区計画等の案の作成手続に関する事項及びまちづくり提案、まちづくり協定等に関する事項について定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）まちづくり協議会 第 4 条の規定により認定された協議会をいう。
- （2）まちづくり提案 第 7 条の規定により策定された提案をいう。
- （3）まちづくり協定 第 9 条の規定により締結される協定をいう。
- （4）地区計画等 法第 12 条の 4 第 1 項各号に掲げる計画をいう。
- （5）住民等 地区内の居住者、事業者及び土地又は家屋の所有者をいう。

（市長の基本的責務）

第 3 条 市長は、住み良いまちづくりを推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第 2 章 まちづくり協議会

（まちづくり協議会の認定）

第 4 条 市長は、まちづくり提案の策定、まちづくり協定の締結等により、専ら、地区の住み良いまちづくりを推進することを目的として住民等が設置した協議会で、次の各号に該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。

- （1）地区の住民等の大多数により設置されていると認められるもの
- （2）その構成員が、住民等、まちづくりについて学識経験を有する者その他これらに準ずる者であるもの

(3) その活動が、地区の住民等の大多数の支持を得ていると認められるもの
(まちづくり協議会の認定申請)

第5条 前条の規定による認定を受けようとする住民等の協議会は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(まちづくり協議会の認定の取消し)

第6条 市長は、第4条の規定により認定したまちづくり協議会が、同条各号の一に該当しなくなったと認めるときその他まちづくり協議会として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

第3章 まちづくり提案

(まちづくり提案の策定)

第7条 まちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、住民等の総意を反映して地区のまちづくりの構想に係る提案をまちづくり提案として策定することができる。

(まちづくり提案への配慮)

第8条 市長は、住み良いまちづくりを推進するための施策の策定及び実施にあたっては、まちづくり提案に配慮するよう努めるものとする。

第4章 まちづくり協定

(まちづくり協定)

第9条 市長とまちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、次の各号に掲げる事項について定めた協定をまちづくり協定として締結することができる。
ただし、地区計画等で定められた事項については、この限りでない。

(1) 協定の名称

(2) 協定の締結の対象となる地区の位置及び区域

(3) 協定の締結の対象となる地区のまちづくりの目標、方針その他住み良いまちづくりを推進するため必要な事項

2 市長は、まちづくり協定を締結しようとするときは、あらかじめ、まちづくり専門委員の意見を聴くものとする

3 市長は、まちづくり協定を締結したときは、その旨を公告しなければならない。

4 前2項の規定は、まちづくり協定を変更する場合について準用する。

(まちづくり協定への配慮)

第10条 住民等は、建築物その他の工作物の新築、増築又は改築、土地の区画形質の変更等を行おうとするときは、まちづくり協定の内容に配慮しなければならない。

(行為の届出の要請)

第11条 市長及びまちづくり協議会は、まちづくり協定を締結したときは、当該まちづくり協定に係る地区内において、次の各号に掲げる行為を行おうとする者に対し、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出るように要請することができる。

(1) 建築物その他の工作物の新築、増築若しくは改築又は用途の変更

(2) 土地の区画形質又は用途の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、住み良いまちづくりの推進に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

(届出に係る行為についての協議等)

第12条 市長は、前条の規定による要請に基づき届出があった場合において、届出に係る行為がまちづくり協定に適合しないと認めるときは、当該届出をした者と必要な措置について協議することができる。

2 市長は、前項の規定により協議する場合において、必要があると認めるときは、まちづくり専門委員の意見を聴くことができる。

3 まちづくり協議会は、第1項の規定による協議について、市長に意見を述べることができる。

第5章 地区計画等

(地区計画等)

第13条 本章は、法の規定により地区計画等の案の作成手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

(地区計画等の案の作成に係る公告及び縦覧)

第14条 市は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その旨並びに当該地区計画等の種類、名称、位置及び区域を公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「素案」という。）を2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 市は、前項の規定により素案を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、素案の縦覧開始の日及び縦覧場所を公告しなければならない。

(説明会の開催等)

第15条 市は、素案の内容を周知させるため必要があると認めるときは、説明会の開催、広報紙への掲載その他の適切な措置を講じるものとする。

2 市は、前項の規定により説明会を開催しようとするときは、開催の日前7日までに開催の日時及び場所を公告しなければならない。

(意見の提出方法)

第16条 素案に対する意見は、第14条第1項の縦覧開始の日から起算して3週間文書により提出することができる。

第6章 助成等

(まちづくり協議会に係る助成等)

第17条 市長は、まちづくり協議会に対し、技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

(まちづくりに係る助成等)

第18条 市長は、前条に規定するもののほか、住民等のうち住み良いまちづくりの推進のために必要な行為を行うと認める者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成し、若しくは融資することができる。

第7章 まちづくり専門委員

(まちづくり専門委員の設置)

第19条 市は、住み良いまちづくりを推進するため、まちづくり専門委員を置くものとする。

第8章 雑則

(公告の方法)

第20条 第9条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第14条第1項及び第2項並びに第15条第2項の規定による公告の方法は、神戸市公告式条例(昭和25年8月条例第198号)に規定するところによるほか、当該まちづくり協定又は素案に係る地区内若しくは区域内又はその周辺の適当な場所に掲示して行うものとする。

(施行の細目)

第21条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和57年2月15日規則第77号により昭和57年2月15日から施行)

附則(平成元年3月22日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。